

仕 様 書

教育委員会事務局教育環境整備室
(担当：脇 電話 075-222-3796)

1 業務名

京都市立大原小中学校空調機更新修繕

2 履行場所

京都市立大原小中学校（京都市左京区大原来迎院町 22）
本館 1 階職員室

3 履行期間

契約の日の翌日から令和 8 年 9 月 1 1 日まで
ただし、詳細工程は、協議により決定するものとする。

4 用語の定義

(1) 監督職員

監督職員とは、教育環境整備室担当をいう。

(2) 指示

指示とは、受注者に対し、本業務等に関する方針、基準、計画等を示すことをいう。

5 修繕内容

下表空調の新設及び新設に必要な配管、電気配線等の接続ならびに試運転調整等を含む。

品名	品番	規格	数量	単位	備考
三菱パッケージ天吊 同時ツインエアコン	PCZX- ERMP160K6	天井吊露出型 6 馬力相当	1	セット	同等品可

本館 1 階職員室空調機を更新する。

6 特記事項

1) 機械修繕

- (1) 設置場所及び冷媒・ドレン配管は原則既設を流用するものとし、流用できない場合は更新を行う。
- (2) 電気配管・配線、ワイヤードリモコン設置を含む。
- (3) 配管を更新した場合、冷媒配管には外装（樹脂製化粧カバー等）を行うこと。
- (4) 配管を更新した場合、ドレン配管は硬質ポリ塩化ビニル管 25A を使用し、屋内配管には防露巻きを行うこと。
- (5) 室内機の吊り金物は既設流用も可とする。ただし流用ができない場合は更新する。
- (6) 室外機基礎は、既設流用とする、ただし流用ができない場合はコンクリート製基礎（既製品可）に更新し、高さが 1 m を超える場合は転倒防止対策を行うこと。
- (7) 既設流用が不可能の配管ルートは既設壁貫通口を使用する。
- (8) 既設機器は撤去処分を行う。

2) 電気修繕

- (1) 上記エアコンの手元開閉器盤を設置する。
- (2) 近くの動力分電盤等から分岐することが困難な場合はキュービクルから空調用専用電源ケーブルを取出し室外機の近くに専用の手元開閉器盤を取付けする。(現地調査のうえ取出し箇所と配線ルート図を提出し、監督員の了承を得てから施工すること。)
- (3) 学校停電を伴うものは事前に学校並びに電気主任技術者と日程などの調整を行うこと。電気主任技術者の連絡先は監督員から伝えます。
- (4) 停電時は電気主任技術者の立会で行うこと。(立会費用は修繕見積に含む)
- (5) 京都市競争入札参加資格者(電気工事)であること。
- (6) 電気設備修繕は「内線規程」や「電気設備技術基準」によるものとする。

7 留意事項

- (1) 見積書の提出
見積書の提出を希望する場合は、必ず修繕箇所を確認すること。
- (2) 安全管理
受注者は、安全管理及び災害予防に万全を期すよう留意し、事故等発生した場合は、速やかに学校管理者及び監督職員に報告すること。また、受注者の責めに帰する事由により、本市若しくは第三者に与えた損害に対し、賠償責任を負うものとする。
- (3) 関係法令の遵守
受注者は、業務の履行に当たり、建築基準法、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、電気設備に関する技術基準を定める省令、道路交通法、公害関係法規、職業安定法及び本委託業務等に関係するその他の関係法令等を遵守し、関係官公署の命令、指示に従うこと。
本業務の履行期間中に、新たな関係法令及び通達等が施行され、業務内容を変更する必要がある場合は、協議し決定するものとする。
- (4) 受注者は、本業務で関係官公署及び電気事業者等との協議により必要となる届出等については、関係法令等を遵守し、適切に行うこと。
- (5) 車両
入場する車両については、安全に配慮し、教育活動等に支障がないように留意すること。駐車車両には、車外から確認できる位置に、業務名及び受注者名を記入した札等を置くこと。
- (6) 工程管理・作業時間
着手前に施設管理者と協議のうえ決定すること。なお、教育活動等に影響がある作業については、教育活動等に影響しない時間帯に作業すること。
- (7) 服装
受注者であることが容易に判断できる服装にて作業を行うこと。
- (8) 原状復旧
受注者は、作業終了に際して、本業務対象機器及び周辺の後片付け清掃、原状復旧及び安全確認を行うこと。
- (9) 廃材処分
受注者は、業務の履行に伴い発生する廃材については、関係法令等に従い適切に処理すること。

(10) 提出書類（作業記録写真（カラー））

作業の進行状況（整備前、整備中、整備後）に応じて作業種別ごとに撮影し、年月日、説明等を記載すること。なお、写真の被写体は、整備の結果（機器の損傷、消耗品の摩耗状況等）が分かるように撮影すること。

8 秘密の保持

発注者及び受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らす及び他の目的に使用してはならない。契約が終了又は解除された後においても同様とする。

9 疑義等

業務上発生した疑義については、発注者と受注者が協議のうえ対処するものとする。